

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-2-4
許認可等の種類	電気工事士免状の再交付				
根拠法令条例等・条項	電気工事士法施行令第4条				
許認可等の概要	電気工事士免状を汚損、き損、紛失した場合に再交付を申請する				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>当該免状を受けたことの実事確認</p> <p>電気工事士法第7条 電気工事士法施行令第4条 電気工事士法施行規則第8条</p>				
基準の制定根拠	昭和35年法律第139号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>20日</p> <p>経由機関(地域振興局) 3日 処分庁 17日</p>				
期間の制定根拠	過去の実績				